

## 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について (H19.5.15 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(1)	<p>国内法規制及び国際的な枠組みに基づいた、原子力の平和利用を担保する取組の推進</p>	内閣府 (原子力委)	<p>プルトニウム利用の透明性の確保に資するため、「我が国のプルトニウム管理状況」の取りまとめ、原子力委員会定例会及び原子力白書にて公表を行うとともに、外務省を通じてIAEAに報告している。また、事業者より、回収プルトニウムの利用計画についての報告を受け、その計画の妥当性について原子力委員会より見解を公表している。これらの活動を今後も継続して実施していく予定である。</p>
(2)	<p>国民への情報発信及び国内関係者間の意識共有</p> <p>国民の多くが原子力の平和利用を担保するための具体的な枠組みや取組についてはほとんど知らない現実を踏まえて、原子力委員会等の行政機関及び事業者等は、手段を工夫して、これらの枠組みや取組とその重要性に関して国民との相互理解活動を進めていくべきである。また、事業者等においては、保障措置活動が有する重要性の認識等を事業所の従事者及び関係者間で共有する取組を経営のトップが行って、平和利用に関する組織文化を醸成していくべきである。</p>		
(3)	<p>国際社会に対する発信</p> <p>国際社会には我が国における原子力の利用が平和目的に限定されていることに関して国際社会に誤解が生じないように、国は、外務省を中心に、我が国が核不拡散の維持・強化に向けて国際約束を厳守し取り組んでいることを、今後とも一層積極的に対外発信していくとともに、我が国の取組に関して誤解があれば迅速かつ明確に正していくべきである。</p> <p>また、事業者、学術機関、民間団体等は、原子力の平和利用に関して、</p>	外務省	<p>我が国は、核不拡散体制の基礎である核兵器不拡散条約(NPT)の維持・強化を極めて重視するとともに、30年近くにわたりIAEA保障措置協定を誠実に履行し、高い透明性をもって国際社会の信頼を得つつ、原子力の平和的利用を推進しており、我が国において、2004年6月以降、保障措置下におかれた核物質の転用を示す兆候、未申告の核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの結論をIAEAより得ている。我が国が、このようにNPTを重視し、その維持強化に取り組んでいることについては、毎年9月に開</p>

## 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について (H19.5.15 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>海外の一般国民に対する草の根活動や同業者レベルで共通認識を形成する活動などに取組み、海外との原子力平和利用に関する多層の相互学習ネットワークを構築し、維持していくことに努めるべきである。</p>		<p>催されるIAEA総会及びほぼ毎年春に開催されるNPT関連会議(運用検討会議及び準備委員会)を含む国際場裡における演説や発言等を通じて積極的に対外発信している。特に、本年7月の北海道洞爺湖サミットにおいては、我が国は、議長国としてNPTの三本柱(不拡散、原子力の平和的利用及び軍縮)すべてに対する完全なコミットの再確認を含む政治文書の発出を行い、核不拡散体制の強化に向けた有意義なメッセージを国際社会に発信した。また、我が国は、軍縮・不拡散問題に関し、主要国との間で二国間協議を開催し、各国と密接な意見交換を行っているが、そのような機会を利用して我が国がNPTを基礎とする核不拡散の維持・強化を重視していることを積極的に伝えている。さらに、軍縮不拡散白書英語版の発刊や外務省ホームページ等の広報媒体を通じても我が国の核不拡散政策について積極的な対外発信を行っている。我が国としては引き続き我が国の原子力の平和利用について国際社会において誤解が生じないよう対外発信に積極的に取組む方針。</p>
(4)	<p>プルトニウム利用に関する透明性の確保</p>		
	<p>内閣府、文部科学省及び経済産業省並びに事業者等は、プルトニウムの管理状況や利用計画についての国の内外に対する情報発信を、透明性の確保と分かりやすさの観点から絶えず改良しつつ、着実に進めていくべきである。</p>	<p>内閣府 (原子力委)  外務省</p>	<p>上記(1)参照。  我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限られることについての内外の理解と信頼の一層の向上を図るため、プルトニウムを含む核物質につき1991年より原子力白書において公表するとともに、プルトニウム管理指針の国際的な検討が開始された1994年からは同白書において特にプルトニウム保有量についても公表し、プルトニウム管理指針に基づき、毎年、我が国のプルトニウム保有量をIAEAに報告している。また、プルトニウム管理指針に関する関係国会合に出席することを通じ、我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限られることに関する説明を行い、国際社会の理解増進に努めている。</p>

## 原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について (H19.5.15 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(5)	国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組		
	<p>我が国や国際社会の努力にもかかわらず新たな核拡散の懸念が生じていることや、今後世界的に原子力発電の拡大が見込まれることから、国は外務省を中心に、国際社会の核不拡散体制の維持・強化を目指す取組を引き続き推進するとともに、一層効果的で効率的な核不拡散のための国際的取組やルール形成活動に積極的に関わっていくべきである。本年4月に公表された「日米原子力エネルギー共同行動計画」を踏まえ、「国際原子力エネルギー・パートナーシップ」におけるこの観点からの研究開発協力等も推進するべきである。</p> <p>また、核セキュリティに対する国際的懸念の高まりを踏まえて、関係機関は核物質防護対策や核セキュリティ対策を強化する新たな国際的な取組にも積極的な対応を行っていくべきである。経済産業省は、この観点から、核拡散につながる民生技術の転用や迂回輸出を防止するために、諸外国・地域との協力を一層強化し、効果的で効率的な輸出管理を行っていくべきである。</p>	<p>内閣府 (原子力委)</p> <p>外務省</p>	<p>「国際的な核不拡散体制強化に関する制度整備構想の調査」に関する委託研究を実施し、その結果を踏まえ、核燃料供給保障に関する国際的な議論において、日本独自の提案(IAEA INF/CIRC683)を行っている。</p> <p>IAEAにおいて核物質防護に関するIAEAガイドライン(INF/CIRC225)改訂を含む核セキュリティ関係文書策定の議論が行われているところ、関係省庁との連絡会を設け、対処方針等の議論を行い、日本として改訂作業に積極的に参加している。また、核セキュリティ関係文書策定を受けた我が国の核物質防護に関する基本的な考え方等を原子力防護専門部会において検討する予定である。</p> <p>我が国は、唯一の被爆国として、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制の維持・強化に積極的に取り組んでいる。特に、本年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、我が国は議長国として不拡散を重要項目の一つとして取扱い、核軍縮・不拡散体制の維持・強化にかかる具体策を含むサミット成果文書の発出に貢献した。その他、我が国の最近の取組として、核軍縮に関しては、核廃絶への具体的な道筋を示した核廃絶決議の国連総会への提出、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた働きかけ、軍縮会議への我が国のハイレベル代表の派遣を通じた兵器用核分裂性物質禁止条約(カットオフ条約)の早期交渉開始への働きかけを実施した。NPT運用検討プロセスについては、昨年(2010年)NPT運用検討会議第1回準備委員会において我が国の天野ウィーン代表部大使が議長を務め、会議の成功に多大な貢献を行った。また、IAEA保障措置の強化にかかる取組に関しては、我が国はこれまで、ベトナムをはじめとする関係国に対し、IAEA等と協力して、国際的な核不拡散体制強化に資する追加議定書締結に向け、人的・財政的支援を実施している。また、アジア各国の輸出管理体制を強化する目的で、アジア輸出管理セミナーやアジア不拡散協議(ASTOP)を主催している</p>

原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について  
(H19.5.15 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			<p>ことも核不拡散体制強化の一助となっている。また、最近国際社会で関心が高まっている核燃料供給保証については、我が国はIAEA核燃料供給登録システムにかかる独自提案を提出し、国際的な議論に積極的に参加している。さらに、国際的核セキュリティ対策強化に関しては、IAEAが核セキュリティ基金を通じて実施している活動に対する資金的・技術的な貢献、平成18年7月に米露両大統領により提唱された「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の活動への積極的な参加、カザフスタン等に対する核セキュリティ強化支援推進等を行ってきた。国際原子力エネルギー・パートナーシップ（GNEP）については、関係国との意見調整を積極的に行い、平成19年9月の参加国拡大による国際的な体制の確立に貢献するとともに、核燃料サービスWG及び基盤整備WGに積極的に参加している。平和利用に限定した包括的な二国間原子力協定に関しては、ロシア及びカザフスタンとの間で締結交渉を継続しているほか、現在までに締結した二国間原子力協定に基づき、原子力関連品目及び技術の移転等を行っている。我が国としては、核不拡散体制の維持・強化に向けて引き続きこのような努力を継続していく考え。</p>
(6)	核不拡散への取組基盤の充実に向けた知識経営、人材の育成、関連技術開発等への取組		
	<p>外務省、文部科学省、経済産業省、事業者及び研究機関等の関係者は連携して、核不拡散の取組を進めるために重要な知識経営、人材の育成、技術開発を進めるべきである。それぞれの組織は、これらの取組を効果的に推進する観点から、大学との連携を強化するとともに、人材の相互交流、国際機関への人材派遣等を進め、多面的で国際的な情報ネットワークの構築・維持を目指すべきである。</p> <p>また、文部科学省は、(独)日本原子力研究開発機構や(財)核物質管理</p>	外務省	<p>核不拡散への取組のための知的・人的基盤整備に向けた取組として、日本国際問題研究所軍縮不拡散センターを通じた軍縮不拡散に関する研究、米国のシンクタンクとの意見交換、軍縮不拡散問題講座の開催及びCTBT国内運用体制の整備を実施したほか、軍縮不拡散教育の文脈で国連軍縮フェローシップによる若手外交官の招聘や軍縮教育家の招聘を実施した。また、国際原子力機関や包括的核実験禁止機関準備委員会への職員の派遣、大学等の関連機関への講師派遣、セミナー等の開催を通じた内外の専門家・研究者間の人材の相互交流 国際的なネットワークの構築に努力している。今後</p>

原子力政策大綱に示している平和利用の担保と核不拡散体制の維持・強化に関する取組の基本的考え方の評価について  
(H19.5.15 原子力委員会決定)

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	<p>センターが既存技術を不断に見直すことにより、効果的かつ効率的な保障措置活動のための技術や手法の研究開発課題を同定し、これを着実に推進していくようにすべきである。さらに、事業者、研究機関、関係学会などが連携して、保障措置技術の根幹をなす標準核物質が安定的に供給される体制を検討することも含めて、この分野の国際標準を充実する活動を強化するべきである。</p>		<p>もこのような取組を通じて核不拡散への取組の基盤強化に向けて努力。</p>